

武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例施行規則

平成8年3月27日
規則第20号

改正 平成12年規則第30号 平成14年規則第92号 平成21年規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例（平成7年12月武蔵野市条例第40号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(紛争調整の申出)

第3条 建築主又は関係住民は、条例第6条第1項又は第2項の規定により紛争の調整の申出をしようとするときは、紛争調整申出書（第1号様式）により市長に申し出なければならない。

(あっせんの開始)

第4条 市長は、条例第6条第1項又は第2項の規定によりあっせんを行うことを決定したときは、あっせん開始通知書（第2号様式）により当事者に通知するものとする。

(あっせんの打ち切り)

第5条 市長は、条例第7条の規定によりあっせんに打ち切ったときは、あっせん打切通知書（第3号様式）により当事者に通知するものとする。

(調停移行の勧告等)

第6条 市長は、条例第8条第1項の規定による調停への移行の勧告をしようとするときは、調停移行勧告通知書（第4号様式）により当事者に通知するものとする。

2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、調停移行勧告受諾書（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

(調停の開始)

第7条 市長は、条例第8条第2項又は第3項の規定により調停を行うことを決定したときは、調停開始通知書（第6号様式）により当事者に通知するものとする。

(調停案の受諾勧告)

第8条 市長は、条例第8条第4項の規定による調停案の受諾の勧告をしようとするときは、調停案受諾勧告通知書（第7号様式）により当事者に通知するものとする。

2 当事者は、前項に規定する勧告を受諾したときは、調停案受諾書（第8号様式）により市長に届け出なければならない。

(調停の打ち切り)

第9条 市長は、条例第9条第1項の規定により調停を打ち切ったとき又は同条第2項の規定により調停が打ち切られたときは、調停打切通知書（第9号様式）により当事者に通知するものとする。

(手続きの非公開)

第10条 あっせん又は調停の手続は、公開しない。

(代表当事者の選定)

第11条 市長は、あっせん又は調停のため必要があると認めるときは、当事者の中からあっせん又は調停の手続における当事者となる1人又は数人(次項において「代表当事者」という。)を選定するよう求めることができる。

2 当事者は、前項の規定により代表当事者を選定したときは、書面により市長に届け出なければならない。

(出頭の求め)

第12条 市長は、条例第11条の規定により当事者の出頭を求め、その意見を聴こうとするときは、出頭要請通知書(第10号様式)により当事者に通知するものとする。

(関係図書の提出の求め)

第13条 市長は、条例第12条の規定により関係図書の提出を求めようとするときは、関係図書提出要請通知書(第11号様式)により当事者に通知するものとする。

(工事着手の延期等の要請)

第14条 市長は、条例第13条の規定により工事の着手の延期又は工事の停止を要請しようとするときは、工事着手の延期・停止要請通知書(第12号様式)により建築主に通知するものとする。

(公表)

第15条 条例第14条の規定による公表は、武蔵野市公告式条例(昭和25年8月武蔵野市条例第19号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示する等の方法により行う。

付 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年3月31日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成14年6月14日規則第92号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年3月10日規則第10号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。